

第12228号 平成 25 年 7 月 5 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

况 则	
է本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則の-	
Eする規則:・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······(森林整備課) 1
本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関す	
6行条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
長本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部	
トる規則	····· (環境立県推進課) 6
告 示	S N.
章害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	こめの法
#に基づく事業者の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障がい者支援課) 6
R 安 林 の 指 定 の 解 除 の 予 定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(森林保全課) 6
章害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	
単に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······ (障がい者支援課) 6
土会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の規定	
差録研修機関の登録····································	(高齢者支援課) 7
版本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画・ 第144年の日常供送みび社会供送などの内にませた。	
章害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	
は基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
章害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた 津に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.めの伝 ······ (
章害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	,
₹舌旬の日m生佰及の任云生佰を総百时に又張りるた ≹に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······ (
- Kana	(") 9
************************************	(森林整備課) 9
R安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて	
月者に係る当該通知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······ (建築課) 9
立成25年度熊本県登録販売者試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(薬務衛生課) 9
登載 依頼	() () () ()
Z成25年度第2回熊本県感染症発生動向調査企画委	員会の
	至発生動向調査企画委員会) 10

規 則

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第41号

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則の一部を改正する規則 熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)の 一部を次のように改正する。

第4条第1項中「手形交換所加入銀行」を「手形交換所に加入している銀行」に、「財 団法人日本木材総合情報センター」を「一般財団法人日本木材総合情報センター」に、「の 支払保証手形」を「が支払を保証した手形又はこれらの機関の保証」に改め、同条第2項 中「前項の」を削り、「延納担保提供日」を「延納担保の提供の日」に、「の規定による」 を「に規定する」に改める。

附

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年7月5日

平成25年7月5日 金曜 熊 本 県 公 報 第12228号 2 熊本県規則第42号 熊本県規則第42号 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則(平成16年額本県規則1号)の一部を次のように改正する。別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

	電子証り	明 書	* 発	行申	1 請	書			
							年.	月	日
熊本県知事	様								
	申請者	i							
			所						
		氏	名						
		連約	各先	電話	番号		()	
	代理人	、(代: 住	理人 所	による	5申請	の場	合に記	入してくた	ざさい。)
		氏	名						
		連約	各先	電話	番号		()	

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

	å.	ŋ	が	な		
住	氏			名		
民票	Ś	ŋ	が	な		
の記	通			称		
住民票の記載事項	住			所		
- Company of the Comp	生	年	月	Ħ	年 月 日 男女 の別 男	· 女
#	請	Þ	7	容	1 新規発行 2 更新	
(H)				考	画面上に正確に表示されない文字 (無 ・ 有) 有の場合に常用されている文字(例: 昔 →吉) 【)

- (注) 1 「氏名」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、氏名がローマ字表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。
 - 2 「通称」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。
 - 3 「申請内容」欄は、該当する項目に○を付けてください。なお、更新の手続には、既存の電子証明書が格納されたICカードが必要です。万一お持ちでない場合には、先に既存の電子証明書の失効申請をしていただいたうえで、電子証明書を新規発行する必要がありますので、御了承ください。
 - 4 「備考」欄は、申請者の住所、氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に 正確に表示されないような文字があることを御存じの場合は、有に○を付けて ください。また、そのような場合に常用されている文字があれば、参考とする ため記入してください。御不明の場合は、記入の必要はありません。

※事務処理記入欄

受付(発行)担当者	ć. I	受付年月日						
			年	月	日			
通信の有無	破棄/職権	(失効の有無と回数 発行手数料額						
1 有 ()回 2 無	1 無 2 有	() [5]				円		
無通信、破棄/職権失効及び発行手数料無料の理由								
	***************************************			***********	**********			

別記第2号様式(第3条関係)

	電子証明書失効申請書
	年 月 日
熊本県知事	様
	申請者
	住 所
	氏 名
	連絡先 電話番号 ()
	代理人(代理人による申請の場合に記入してください。)
	住 所
	氏 名
	連絡先 電話番号 ()

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり電子証明書の失効を求める旨の申請をします。

	Š	<i>i</i>)	7)5	な						*********		en der der der der der der	27 VI (W 21	
h-	氏			名										
崑	సే	り	が	な				*****						
住民票の記載事項	通			称										
軟事項	住			所										
	生	年	月	П				年.	月	В	男女 の別	男	•	女
電子記 確認で					レ番号を				有 •	4	IF.			
電子	証明	書の	ラシ	リア	ル番号									
Z X X . X	-	j"r	- dia	i etct :	. 3. f.f. t	6 /7.57	1 33		3 we 10 6 -	a	tu 20			

- (注) 1 「氏名」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、氏名がローマ字表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。
 - 2 「通称」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。
 - 3 「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無」欄は、電子証明書のシリアル番号を確認できる資料(I Cカード、電子証明書の写し等)を本日お持ちの場合には有に○を付けてください。なお、I Cカードをお持ちの場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該 I Cカードから消去しますので、あらかじめ御了承ください。
 - 4 「電子証明書のシリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合に記入してください。

※事務処理記入欄

受付年月日	*	
Ax:	E3	£1
	年	

別	記第	3	导	様式	(第	4	条	關係	(3
101	H had A	1,1		1431 - 1	1 21 2		1	173 1/1	¥3

	利	用者署名符号	- 漏え	とい等届出書	<u>+</u>		
熊本県知事	様				年	月	日
	TEK	届出者					
			所				
		氏	名				
		連絡	先	電話番号	()	
		代理人(代理		による届出の	の場合に記入	してくた	ごさい。)
		氏	名				
		連絡	先	電話番号	()	

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり利用者署名符号の漏えい等があったので届け出ます。

-	ふりがな								
1	氏 名								
上	ふりがな	THE BO. THE DOT BOX DOT BOX DOT DOT BOX DOT DOD BOX DOT DOD							
景記	通 称								
住民票記載事項	住 所								
	生年月日			年	月	Ħ	男女 の別	男	· 女
			1	ICカー	ードの紛失		5 <i>₹</i>	その他	
届		事 由	2		ードの破損	•	(7
(該当	番号に○をつけて	てください。)	3		ードの盗難				
-			4	パスワー	ードの漏え	VY			J
1	証明書のシリ				有	•	無		
電子	証明書のシリ	アル番号							-
1.5.5	free to true .	1 11 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	f .	20 [] 1 2 2 2	L ME FEEL A	200	Ann. 3 St		1, 1

- (注) 1 「氏名」欄は、外国人住民の方が届け出る場合で、氏名がローマ字表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。
 - 2 「通称」欄は、外国人住民の方が届け出る場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。
 - 3 「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無」欄は、電子証明書のシリアル番号を確認できる資料(ICカード、電子証明書の写し等)を本日お持ちの場合には有に○を付けてください。なお、ICカードをお持ちの場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ICカードから消去しますので、あらかじめ御了承ください。
 - 4 「電子証明書のシリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合に記入してください。
 - 5 本届出書により、届出に係る電子証明書は失効となります。

※事務処理記入欄

受付担当者	受付年月日
	_
	年 月 日

- この規則は、平成25年7月8日から施行する。 この規則の施行の際現に改正前の熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関 する法律施行条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後 の熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の規定 により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

熊本県規則第43号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則(平成22年熊本県規則第25号)の一部 を次のように改正する。

第15条第1項第3号を次のように改める。 (3) グリーン電力証書(一般財団法人日本エネルギー経済研究所(昭和41年9月1 0日に財団法人日本エネルギー経済研究所という名称で設立された法人をいう。)の グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行された証書(以下この号におい て「認証証書」という。)で、県内において発電した電力に係るものをいう。)又は グリーン熱証書(認証証書で、県内において発生した熱に係るものをいう。)の購入

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第668号

一障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、 同法第51条の規定により公示する。

平成25年7月5日

		熊本県知事 蒲 島	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	廃止年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
天草ポランの広場	社会福祉法人 晃明会	就労移行支援(一般	平成25年
天草市新和町碇石66番	天草市新和町碇石66番	型)	7月1日
地 1	地 1		
	竹本 亨		

熊本県告示第669号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により次の森林を解除 予定保安林にするので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲

- 上益城郡甲佐町大字坂谷字辻841番3、843番2 解除予定保安林の所在場所
- 保安林として指定された目的 落石の危険の防止 解除の理由 道路用地とするため 2

熊本県告示第670号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号) 第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し たので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年7月5日

能太県知事 藩 鳥 郁 #

			パニ イナ・ント・フローナ	1H) H)	DIA OC	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、言	主たる事	サービスの種	類	指定年月	П
	務所の所在地及で	び代表者				
	の氏名					
きづき	一般社団法人 :	フィール	就労継続支援	A型	平成 2 5 4	年 7
球磨郡あさぎり町上西1	ドワーク				月1日	

28 - 8	球磨郡あさぎり町上西1
	28-8
	和田彩花

熊本県告示第671号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第4条第2項の規定によ り登録研修機関として次のとおり登録をしたので、同法附則第17条の規定により公示す る。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
セントケア九州株式会社	熊本市中央区十禅寺一丁目3	平成25年6月26日
	番1号	

熊本県告示第672号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成 24年熊本県告示第1324号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の第 1日から施行する。 変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成25年7月

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供すると いう重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿岸地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していくうえでも重要な役割を果たして いる。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。 (2)本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点

- 在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の 漁場を形成している。
 - しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向 にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、 地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) このようなことから、県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体 として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。 今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3 条の基本計画をいう。)により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。
- (4)漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握す るための措置を講じることとする。 (5)また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行ってい
- くためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り 巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。 このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることと する。
- (6) 第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。 (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度(法第13条の協定制度をいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管 理を推進する
- 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に 関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成24年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおり である。

【まあじ】

平成24年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】

平成24年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成24年7月から平成25年6月まで 若干

第1種特定海洋生物資源の平成25年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおり である。

【まあじ】

平成25年1月から同年12月まで 若干

【まいわし】

平成25年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成25年7月から平成26年6月まで 若干

- 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第1種特定供存生物質係和事官性量に関し表施り入る施尿に関りる事項 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。 また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績 程度となるように努めるものとする

- その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1)海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。 (2)海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向ける原理な推算を表する。
 - た取組を進めることとする。

熊本県告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し たので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
ハッピーオレンジ	特定非営利活動法人 ハ	就労継続支援 B 型	平成25年7
葦北郡芦北町大字米田1	ッピーオレンジ		月1日
207番地1	葦北郡芦北町大字米田1		
	207番地1		
	松本 秀子		

熊本県告示第674号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し たので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年7月5日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
多機能型支援事業所 オ	合同会社オリーブ	生活介護、就労継続支	平成25年7
リーブ	熊本市東区小峯三丁目5	援B型	月 1 日
玉名市横島町横島58番	番 1 2 - 6 0 4 号		
6 4	稗島 奈由美		

熊本県告示第675号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し たので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年7月5日

		熊本県知事 蒲 島	郁 夫
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
清流荘	社会福祉法人菊愛会	就 労 継 続 支 援 A 型	平成25年7
菊池市隈府1587番地	菊池市重味字北の原23		月1日
1 7	80番地7		
	最上 太一郎		

告 公

熊本県公告第386号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定により登録が失効したの で、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	711 1 71 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
			生産事業の内容			
登録番号	生産事業者の住所及び	種穂			苗木	事業所の名称及び所在地
	氏名又は名称	採取	精選	幼苗の	幼苗以外の	
				育成	苗木育成	
6 6 6	東京都千代田区6番町					九州事業所
	13番地4					熊本県合志市大字須屋2
	社団法人林木育種協会					3 2 0

熊本県公告第387号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定に より、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 所在の不分明な者の氏名
- 後藤 和光
- 通知の趣旨
- (1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった
- (2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年5月31 日付け熊本県告示第567号による。

熊本県公告第388号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市豊岡字大摩原2000番419の一部、同2000番1688の一部、同20 00番1766及び同2000番2355
- 4,670.47平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 山鹿市鍋田178番地1

株式会社 エスケーホーム

熊本県公告第389号

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定による登録販売者試験

(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

平成25年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成25年11月2日(土)

(2) 場所

熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号

2 試験時間及び項目

試験時間及び試験項目は、次のとおりとする。

試 験 時 間	試 験 項 目	問題数
午前10時30分から午後0	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20間
時30分まで	人体の働きと医薬品	20問
	医薬品の適正使用・安全対策	20問
午後2時から午後4時まで	主な医薬品とその作用	40問
	薬事関係法規・制度	20問

3 受験資格

薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)第159条の 5第2項各号のいずれかに該当する者とする。

4 受験手続等

(1) 受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。

なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(返信先を明記し、140円分の切手を貼った角形2号封筒(1部請求の場合))を同封のうえ請求する。

(2) 受験申請書等の受付期間

平成25年8月19日(月)から同年8月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成25年8月19日(月)から同年8月30日(金)までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験申請書等の提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は最寄りの熊本県保健所

(4) 提出書類

受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

ア 登録販売者試験受験申請書

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 写真台帳

- エ 写真 (提出前6か月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。)
- (5) 受験手数料

13,000円

(6) 受験票の送付

受験申請書等の受付後、平成25年10月初旬に受験者宛てに送付する。

5 合格発表

平成25年12月4日(水)午前10時に熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号電話 096-333-2242

(2) 最寄りの熊本県保健所

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第2号

平成25年度第2回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年7月5日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会 委員長 高 木 一 考

- 開催日時 1
 - 平成25年7月17日(水) 午後7時から午後9時まで
- 開催場所 2
 - 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館 2階201会議室
- 3
 - 平成25年6月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
 - 10人
- 傍聴手続

 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。 (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公別とする場合がある。
- 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課)(電話096-333-2240)